平成２１年（フ）第７６３号
兵庫県姫路市東夢前台３丁目38番地　リバーサイド東夢前台201、従前の住所神戸市垂水区南多聞台３丁目７番７―601号
債務者　上杉　泰造
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０３０号
神戸市中央区二宮町３丁目11番６―501号、前住所兵庫県尼崎市南武庫之荘８丁目11番27号
債務者　ＳＵｒｒｅ　Ｂａｒこと　高瀬　　進
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１７６号
兵庫県三木市志染町広野１丁目131番地　北中マンション２階10号
債務者　本田　和子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１９４号
神戸市長田区駒ヶ林町２丁目11番15号
債務者　宮艸　　茂
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２２６号
神戸市北区緑町８丁目９番１―501号
債務者　大川　一法
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０５号
大阪府吹田市樫切山21番Ｅ―112号、前住所兵庫県伊丹市緑ケ丘２丁目112番地１
債務者　近藤　善子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第１４０号
鳥取県米子市米原４丁目１番56号―305号
債務者　福馬　光貴
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１７０号
鳥取県米子市角盤町３丁目153番地
債務者　谷　　葉月
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１３８号
広島県三原市本町１丁目８番11号
債務者　池田　満子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第５７３号
愛媛県松山市雄郡１丁目７番12号　イチヤアパート８号
債務者　松村　美晴
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
松山地方裁判所

平成２０年（フ）第２０２号
香川県丸亀市川西町南甲163番地４　富士見ハイツＣ棟201号、前住所香川県丸亀市飯山町下法軍寺694番地２　タケハウスＢ棟203号
債務者　中本　博美（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第３５５号
福岡県久留米市長門石２丁目10番30―102号
債務者　鶴田　洋平
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第５４号
熊本県球磨郡山江村大字山田乙1189番地の１村営住宅簑原団地Ａ―Ⅲ―20
債務者　前田　孝博
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
熊本地方裁判所人吉支部

平成２１年（フ）第６０号
熊本県球磨郡山江村大字山田丙647番地
債務者　杉田　由治
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
熊本地方裁判所人吉支部

平成２１年（フ）第３５８号
大分市大字荏隈146番地の１
債務者　片山　直樹
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４７５号
大分市賀来北１丁目８番６号　セピアハイツ102
債務者　笠原　順子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４９２号
大分市大字鴛野1184番地の18
債務者　高橋　直美（旧姓三宅）
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係